

**令和８年度「体調や天候等に応じた運転」の周知・啓発業務委託に係る
提案競技募集要項**

１ 目的

本募集要項は、令和８年度「体調や天候等に応じた運転」の周知・啓発業務委託に係る委託候補者を選定するにあたり、提案競技の実施方法等必要な事項を定めるものである。

２ 契約に付する事項

- (１) 委 託 名 令和８年度「体調や天候等に応じた運転」の周知・啓発業務委託
- (２) 履行場所 大分県大分市大手町３丁目１番１号 大分県生活環境部 生活環境企画課
- (３) 履行期間 契約締結の日から令和９年２月２６日（金）まで
- (４) 業務概要 別紙１「令和８年度「体調や天候等に応じた運転」の周知・啓発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (５) 限 度 額 １, ０２８, ５００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３ 主なスケジュール

- (１) 募集開始 ７月１６日（木）
- (２) 質問期限 ７月２４日（金）１７時００分必着
質問に対する回答は７月２８日（火）を目途に大分県のホームページに公開する
- (３) 申込期限 ８月 ６日（木）１７時００分必着
- (４) 企画書期限 ８月１７日（月）１７時００分必着
- (５) 審査会 ８月２８日（金）
- (６) 結果通知 ８月３１日（月）

４ 参加資格

本件への参加は、次の各号の要件にすべて該当する者とする。

- (１) 地方自治法施行令第１６７条の４に該当しない者であること。
- (２) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者であること。
- (３) 本業務を遂行するに当たり十分な専門知識及び人員体制を有すること。
- (４) 本業務の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
- (５) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (６) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (７) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 参加申込及び資格審査書類

（１）参加申込について

本件への参加を希望する者は、「提案競技参加申込書（別紙様式１）」（以下「参加申込書」という。）及び下記の「資格審査書類」を提出すること。なお、必ず電話にて到達確認をすること。

（２）資格審査書類について

ア 提出書類（１部。A４サイズ。（ファイル等による綴込みはしないこと。２穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））

- ①提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式２）
- ②会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写し可。）
- ③過去の類似業務の実績を証する書類（写し可。）

イ 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・ 取扱商品等調書
- ・ 納税証明書（県税）
- ・ 納税証明書（地方消費税）
- ・ 登記簿謄本
- ・ 定款（写し）

（３）参加申込書及び資格審査書類の提出期限、提出方法及び提出先

ア 提出期限

令和８年８月６日（木）１７：００（必着）

イ 提出方法

持参、郵送（※郵送の場合は、簡易書留等追跡可能な方法とすること。）

ウ 提出先

「１０ 参加申込書・提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先」

(3) その他

定められた期限までにすべての提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（別紙様式3）を提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙様式4）にて行うものとし、質問書はE-mailで提出すること。なお、必ず電話にて到達を確認すること。

なお、件名は「令和8年度「体調や天候等に応じた運転」の周知・啓発業務委託に関する質問」とすること。

(2) 質問書の提出期限及び提出先

ア 提出期限

令和8年7月24日（金）17：00（必着）

イ 提出先

「10 参加申込書・提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先」

(3) 回答

随時、質問者に回答し、県ホームページにて公表する。

7 提案書の提出等

(1) 本業務の目的等に留意のうえ、効果的なプロモーションの実施方法等を具体的に記載した下表の提案書等を作成し、10部を提出期限までに提出すること。

（A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること）併せて、担当者メールアドレスへPDFデータ等も提出すること）

① 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A4版)
② 提案書	・仕様書に沿って、効果的な業務実施に係る提案をすること。 ・契約締結後のスケジュール案も提案すること。 ・国または地方公共団体から、元請けとして広告配信・運用に係る業務を受注した実績も提案内容に入れること。	様式自由 (A4版)
③ 協力企業一覧表	業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。	様式自由 (A4版)
④ 業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に参加する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力	様式自由 (A4版)

	してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	
⑤ 見積書	本事業に係る経費について、項目ごとにその単価、金額を記載すること。	様式自由 (A 4 版)

(2) 提案書等の提出期限及び提出先

提出方法は郵送又は持参とする。持参による提出の受付時間は、開庁日の9時00分から17時00分までとし、郵送の場合は、簡易書留等追跡可能な方法とすること。

ア 提出期限

令和8年8月17日(月) 17:00(必着)

イ 提出先

「10 参加申込書・提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先」

(3) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の提案書等の差し替えは受け付けない。

8 審査及び結果通知

- (1) 提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案者1者及び次点提案者1者を選定する。なお、審査委員会は、令和8年8月28日(金)を予定しているが、詳細については、提案競技参加者(以下「参加者」という。)に対し、別途通知する。
- (2) 参加者は、審査委員会において提案等に係るプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は、1者につき15分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、審査委員による質疑を行う。
- (3) プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- (4) 審査基準は、別紙2「審査基準」のとおりとする。
- (5) 採点は、提案に係るプレゼンテーションと審査委員の質疑から、審査基準に基づき行う。最も高い得点(審査委員の採点の合計)を得た提案者を最優秀提案者として、また、2番目に高い得点を得た提案者を次点提案者として選定する。なお、最高得点を得た者が複数いる場合には、その中から各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により最優秀提案者と次点提案者を選定する。参加者が1者の場合は、各委員の合計点の平均が6割以上であれば、最優秀提案者として決定する。
- (6) 審査結果は、令和8年8月31日(月)を目処に審査委員会に出席した全ての参加者に対して文書により通知する。
- (7) 最優秀提案者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点提案者を委託候補者とする。なお、9その他(1)の失格事項に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。また、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (8) 参加者が5者を超える場合は、審査基準に準じて事務局(生活環境企画課)による予備審査(書類審査)を実施し、審査委員会への参加を5者に絞ることができるものとする。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての参加者に対し、E-mail または FAX にて通知する。なお、予備審査の審査結果は、審査委員会の審査に影響を及ぼさないものとする。
- (9) 審査内容や結果に関する質問は、受け付けないものとする。

9 その他

(1) 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 参加申込書及び提案書等に虚偽の記入をした者
- イ 参加資格に不備がありながら、参加申込書及び提案書等を提出した者
- ウ 審査委員又は関係者と本件の審査結果等について、自らに有利となるよう働きかける等の行為をした者
- エ 契約限度額を超える金額で見積書を提出した者
- オ その他、審査委員会が不適格と認める者

(2) 提案書等の作成、提出等に要する経費はすべて参加者の負担とする。

(3) 提出された提案書等は返却しない。なお、提案書等は選定業務以外には使用しない。

(4) 本業務の実施に当たっては、提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

10 参加申込書・提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部 生活環境企画課 交通安全推進班

TEL : 097-506-3062 FAX : 097-506-1741

E-mail : a13000@pref.oita.lg.jp